

# 青森県報

第四千五百三十九号

平成三十年  
十二月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
- 平成三十年中小企業等労働条件実態調査の実施……………(労政・能力開発課) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域県民局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(西北地域県民局) ……四
- 右 同……………(西北地域県民局) ……四
- 右 同……………(下北地域県民局) ……四

## 告 示

### 青森県告示第八百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	平成 三〇・九・三〇
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	〃

### 青森県告示第八百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	平成 三〇・九・三〇
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	〃

### 青森県告示第八百十七号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号)第二

条第一項の規定により平成三十年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）の支支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百五十二円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
二 四百七十五円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
三 五百三円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千七百四十円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

青森県告示第八百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
田名部 玲	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科（視覚障害）	平成三〇・三・一
後藤 真一	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害）	〃

青森県告示第八百十九号

平成三十年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 調査の目的
 

県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 二 調査対象の範囲
 

県内に所在する民営の事業所
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日
 

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

  - (一) 事業所の現状（事業内容、労働者数、労働組合の有無）
  - (二) 勤務制度・労働時間（多様な働き方、変形労働時間制、高度プロフェSSIONナル制度、勤務間インターバル制度、非正規労働者の正規労働者への転換制度）
  - (三) 休暇制度（週休制の形態、年間休日数、年次有給休暇、その他の有給休暇制度）
  - (四) 育児休業制度（就業規則の定めの有無、利用実績及び利用期間、職場復帰人数、その他の育児関連制度及び対象期間）
  - (五) 子の看護休暇制度（就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績）

- (六) 介護休業制度（就業規則の定めの有無、利用実績、その他の介護関連制度）
  - (七) 介護休暇制度（就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績）
  - (八) 育児・介護休業者の代替職員について
  - (九) 病気休職・病気休業制度（就業規則の定めの有無、利用実績）
  - (十) 働き方改革（認知度、必要性、取組状況、取組検討テーマ、取り組むうえでの課題、必要な行政支援）
- 2 報告を求める基準となる期日は、平成三十年十二月三十一日とする。
- 四 報告を求める者  
県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

- 五 報告を求めるために用いる方法  
調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。
- 六 報告を求める期間  
平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十八日までとする。

青森県告示第八百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道十腰内陸奥森田停車場線	つがる市森田町森田月見野三五一の一からつがる市森田町森田月見野三五一の一まで	平成三〇・三・三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社荒沢商会
  - 二 代表者の氏名 荒沢鐵男
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字湊町字下大久保道二三の二六
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般一―二八）第三〇〇六四四号
  - 五 取消年月日 平成三十年十一月二十六日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 陸奥工業株式会社
- 二 代表者の氏名 鈴木昌二
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一の三二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第一四七〇号
- 五 取消年月日 平成三十年十一月二十八日

- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成三十年十月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 アカツキ塗装
- 二 氏名 一戸暁生
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字漆川字浅井一一九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇四四二号
- 五 取消年月日 平成三十年十一月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松尾産業株式会社
- 二 代表者の氏名 松尾敏彦
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字田屋字館古横道一二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第六〇〇二〇六号
- 五 取消年月日 平成三十年十一月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年十一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭